

(宛先) 桑名市長

住 所  
申請者 氏 名 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者氏名)  
電 話

## 誓 約 書

年度桑名市浄化槽設置整備事業補助金交付について下記のとおり誓約します。

### 記

- 1、 浄化槽の維持管理は、浄化槽法第3条第3項、第7条、第10条及び第11条の規定を遵守します。
- 2、 放流水等による紛争が生じたり、苦情があつた場合は、当事者又は関係者と責任を持って解決します。
- 3、 今後、下水道事業、農業集落排水事業の供用開始区域に含まれた場合は、当該浄化槽を廃止し、速やかに排水施設に接続します。

以上の誓約に違反した場合は、交付を受けた補助金を返還します。

(浄化槽法抜粋)

(浄化槽によるし尿処理等)

**第三条 3** 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

(設置後等の水質検査)

**第七条** 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者が当該浄化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(浄化槽管理者の義務)

**第十条** 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

(定期検査)

**第十一条** 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。